

そこでは、ICTを活用して、空いている住民ドライバーと利用者のマッチング運行により人手をかけない仕組みが出来ており、過疎地域でも持続可能な運行を確立できる大きな可能性を秘めているそうです。交通弱者対策で本県の参考になりそうです。

○官民データの利活用について

平成28年12月に施行された『官民データ活用推進基本法』を受けて、平成29年5月30日に閣議決定された『世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』では、電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災、移動の、8つの重点分野を掲げて、分野横断的な官民データの利活用を目指しています。

この基本計画では、今後、データの利活用を前提とした『ネットワーク化された』人工知能やロボットなどの開発が人間の諸活動を補助し、生産年齢人口世代をカバーするのみならず、健康寿命の延伸により急増する高齢者が持つ知識や知恵を共有化・再現するとともに、高齢者の再活躍の場を提供できるようになります。

この点について、県は、「行政機関や民間企業に蓄積されていく膨大なデータを利活用することは、新たなビジネスの創出や、より効果的な行政サービスの提供につながるもの」であり、「本県にとっても、地域が抱える課題の解決や、観光、産業振興など、幅広い分野での活用が期待される」と考えており、現在は、「ホームページ上にオープンデータサイトを開設し、県が保有する年齢階級ごとの県民の健康状況や、製造品目ごとの出荷先などを、県民や企業関係者が二次利用しやすい形で提供」したり、「関係者を対象としたセミナーで活用事例を紹介するなどの取組も始めて」いる状況にあります。

県の対応は、まさにこれからで、今後は「オープンデータサイトの更なる充実を図るとともに、『官民データ活用推進基本法』に基づく県としての推進計画を策定し、官民データの利活用について、より総合的・体系的な推進に努めて」いくとのことでした。

○諸課題の対策にも繋げていく視点から全庁で積極的な取り組みを

モバイル端末を活用した業務改善に「積極的に」取り組むだけではなく、ICTを活用した新たなサービスの導入についても全庁で果敢に挑戦していただきたいと思います。

官民データの利活用との関係では、今後、オープンデータとして、県が新たに提供できることとなる情報に影響することになります。ICTの利活用と官民データの利活用は、相互に作用して向上していくスパイラルの関係にあるといえます。

現在、本県が直面している、医療・介護・子育てに関わる人材や施設の不足、社会保障関係費用の増加、公共交通網の維持、インフラの更新などの課題は、今後、更に深刻になることが予測されており、これらの課題に対し、サービスの質や量に変化をもたらし、マンパワーを補うことを可能とする、新技術の開発やその社会実装を進めるといった根本療法的な対策が求められています。これを積極的に行わなければ、本県も我が国も持たないだろうと考えます。そして、この根本療法的な対策の前提として、いわばインフラ的に必要となるのが、先に述べたICTを利活用できている本県の体制であり、オープンデータ化であると位置づけます。

先に御報告した「救急車へのタブレット端末の配備」では、他県と比較しても、ICTの利活用に対する県の積極的な姿勢が残念ながら伺えません。ここには、『新しいもの』に対する縦割り行政の弊害を感じるところがあります。同じく先に御報告した『ドライブレコーダー』の設置も、画像を様々な観点から有効活用する発想からの検討もされていくべきです。

部局横断的な取り組みについて、県は「ITの利活用に関する全庁的な組織である「IT利活用推進本部」」を、今後は「機動性の高い組織として更に活性化させるなど、全庁的な取組を更に進めてまいります。」と回答しており、こういった『新しいもの』に対しては、我々議員が政治判断の後押しを強力に行なうことが求められていると思います。

○意欲のある若手職員の積極的な配置を

全庁的な取り組みにあたっては、柔軟な発想を持ち、新しいことに果敢に挑戦していくことが望ましいことから、意欲のある若い職員（民間登用を含め）を多く配属することを提案しました。

これに対しては「ICT化の促進を図るために当たりましては、意欲と専門性がもつて柔軟な発想も期待できる若手職員を積極的に活用していくこと、こうしたことを十分念頭に置いた上で、対応していく必要がある」とのことでしたので、今後の動向を注視してまいります。

県政5 AED等普及促進計画の策定 ~議員発議条例の制定後の御報告~

※AED…自動体外式除細動器

AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例の第7条を受け、昨年9月に計画が策定されました。計画期間は平成29年度から31年度までの3年間です。

本県の心原性心肺機能停止の状態で一般市民に目撃される傷病者は、平成27年は1119人、1日あたり3人です。放置すると、1分経過するごとに生存率は10%低下するとされます。

先のとおり、救急隊の到着時間は平均9分で延長傾向にある中、一般市民による心肺蘇生法等の実施が救命の鍵となります。

条例は、誰もが、躊躇なく安心して、心肺蘇生法等の実施ができるように後押しをするものであり、この計画はそれに必要な環境整備を実行していくためのものとなります。

計画の社会目標:H27or28比	
AEDの使用率:	5.0%→10.0%
1か月後生存率:	15.1%→20.0%
1か月後社会復帰率:	10.3%→15.0%
救命講習の受講者数:	約10万人→11万人
県立学校生徒へのAED実習:	71.6%→100%
公表AED情報:	7262箇所→8000箇所
県有施設のAED設置率及び点検実施率:	100%へ

※ネット検索
関まさゆき 千葉
でヒット。
千葉県議会議員 関政幸 プロフィール
●1979年生まれ ●土気南中学校卒 ●千葉東高校卒 ●早稲田大学商学部卒
●弁護士 ●自民党会派所属 ●総務防災常任委員会委員
発行所:関政幸 政務調査事務所
住 所:千葉市緑区あすみが丘3-51-10 tel.043-295-1011 fax.043-291-5526
ホームページ: <http://www.seki-masayuki.com>

★★ 県政や地方議員の役割・活動に対する皆様のご意見やご要望をお聞かせ下さい！！★★

千葉県議会議員 県政報告新聞 関政幸 第20号

2018年
1月発行



ひとりひとりの夢と個性が輝く千葉へ

12月定例県議会では、台風21号や22号による被害対応のための12.4億円の補正予算、小規模企業の持続的な事業発展を図ることを位置づける「中小企業の振興に関する条例の一部改正」などが可決されました。本号では、中間行政としての県の役割や、イメージが薄いとされる県議の仕事を一緒に考えていただく観点から、本会議での質問とその回答・評価、そして私の見解を交えた御報告を中心にまとめました。

※以下、「 」は県当局の答弁の引用となります。

県政1 次期救急搬送支援システムは4月から運用開始 ~利用の好循環を~

○本県の救急搬送の状況は厳しい

救急隊の出動件数は、年々増加傾向にあり、平成27年には年間30万件を超みました。平成7年の2倍です。これに併せて、救急隊の現場到着や医療機関等への収容の時間も延びています。

救急隊の現場までの平均到着時間: 6.5分(H17) → 9.0分(H27)
医療機関等への平均収容所要時間: 33.7分(H17) → 44.6分(H27)



全国順位でみると、到着時間は39位、収容時間は46位であり、ワーストクラスにあります。到着時間や収容時間は、命に関わることもあるため、時間短縮に向けた対策は急務です。

○現行の救急搬送支援システムの課題及び次期システムの特徴

「救急隊が迅速かつ的確に受入先の医療機関と交渉できる環境を整備することが重要」であり、平成24年3月から現行の「ちば救急医療ネットシステム」は運用されています。

医療機関の受け入れ可能状況などの情報を救急隊に提供するものですが、「リアルタイムで情報が見られないなどの課題」があるため、「救急隊等による閲覧件数は、平成28年度は27,675件にとどまっており、当初想定していた利用がされていません。

平成30年度から運用開始の次期システムでは、スマートフォン機能に対応させるとともに、医療機関等の「情報入力の負担に配慮しつつ、救急隊の交渉経緯や結果などをリアルタイムで見ることができるようなシステムに改善する予定」となっています。

○利用の好循環を構築するには…タブレット端末又はスマートフォンの配備が必要

「平成28年度27,675件」の利用というのは、県内31消防本部での朝夕2回の利用が大半を占めているに留まることを意味しています(参考:県内31消防本部×365日×1日2回=22630件)。医療機関の情報入力の負担等から、情報入力が行われていないケースも多々あります(入力率は60%程度)、また、現場の声として、朝夕2回の更新情報では、各病院の対応可能な診療科を確認する程度とも伺っています。残念ながら約2.5億円を投じている現行システムが、現場の救急隊に有効活用されていないことは明らかです。

次期システムの更新にあたっては、利用の好循環を図る必要があり、その鍵は、情報のリアルタイム性と、それを支える救急隊の利用及び情報入力の負担軽減にあり、これを受け、次期システムでは、救急隊の医療機関との交渉経緯や結果を反映させ、情報入力の軽減が図ることとなっているのです。

もっとも、実際に現場の救急隊に利用してもらうためには、救急車へのタブレット端末又はスマートフォンの配備が必須になるとを考えます。

この点、先進県の佐賀では、全救急車へのタブレット端末を配備し、救急隊の情報活用と、救急隊によるタブレットを通じた受入情報の入力により病院側の負担軽減を図ることで、システムが上手く機能しており、搬送時間の1分短縮、コスト削減といった効果に繋がっています。



○31消防本部中8消防での配備にとどまっている現状

県内31市町村消防本部で257台の救急車が配備されていますが、システム更新にあたり、調査したところ、「タブレット又はスマートフォンが既に配備されているのは8本部」にとどまり、今後の予定でも「配備を検討しているのは12本部、検討していないのは11本部」となっています。

配備の必要性の指摘に対して、県当局は、「タブレット又はスマートフォンの配備をまだ検討していない市町村等に対しまして、次期システムの運用開始までに、個別に、新システムで可能となる機能やメリットなどよく説明させていただいて、併せてコスト面での不安解消など

次期システムのイメージ図										全域	実勢一覧
救急隊設定		県南東部		県西中部		高萩・印西		真岡・北总		津山・夷田	全域
<前ページ>	>次ページ>	20件中 1~10 件を表示	市町村	市町村(計)(ヶ)	受入先(市町村)	10	09	08	07	06	実勢一覧
○○日南	市	千葉市北区	20 09:05	1	09:04						
○○南房総	市	千葉市北区	19 09:20	1	09:19						
○○いすみ	市	千葉市北区	18 09:33	1	09:19						
△△君津	市	千葉市北区	12 08:30	1	08:29						
△△市原	市	千葉市北区	9 08:03	0	08:02						
xx市	市	千葉市北区	2 10:03	0	10:02						
xx中央	市	千葉市北区	1 09:22	1	09:23	0					
○○医療	施設	千葉市北区	0	0	0						
○○医療	施設	千葉市北区	0	0	0						
○○医療	施設	千葉市北区	0	0	0						
○○医療	施設	千葉市北区	0	0	0						

*「社会全体で持続する基盤医療計画(トリアージ)体制の作り方検討会」の「第2・3回検討会開催報告書」に記載されている内容を基にしています。

にも努めてまいりたいと考えております。」との回答にとどまっています。この背景には「救急車にタブレット端末等を配備するかどうかについては、実際に現場で救急搬送を担う市町村において、それぞれの実情に応じて判断していただくべきもの」という考えがあるからです。

検討をしていない11の消防本部には都市部も含まれます。次期システムの利用需要は高いと思われますし、仮にその利用が抜けてしまえば、その分だけ情報のリアルタイム性や精度が損なわれる恐れがあります。

本県と同様のシステムを導入している他都道府県の中には、県が主体となって、タブレット端末の配備を行ったり、あるいは、導入の補助を行っているところがあります。

各消防本部には、現行システムの失敗イメージがあるはずですので、それを払拭するためにも、救急車側の装備については、県の積極的な関与が不可欠です。

次期システムには約2.3億を投じられることになっていますが、これがしっかりと活用され、搬送時間の短縮に繋がるように、引き続き追求をしてまいります。

○隣接都県との広域連携も視野に

救急搬送では、県民が隣接都県の医療機関を利用することもあることから、隣接都県とシステムの相互利用を図っていかなければなりません。

この点については、森田知事が自ら、「救急を要する患者に対しては、所在地に関わりなく、迅速かつ的確に医療機関に搬送されることが求められており、近隣都県との連携も重要なことと考えています。近隣都県が運用するシステムとの相互利用や連携については、それぞれの持つ機能や更新時期等も踏まえ、今後、県内の医療や消防関係者などの意見も聴きながら、検討してまいります。」と答えており、進めていくことを明言されました。

近隣では、埼玉県と群馬県が連携をしています。なお、両県とも、全救急車にタブレット端末を配備しています。この広域連携は、県の大切な役割であり、中間行政としての存在意義にも関わるもので、いまでもなく、提供する側のシステムが上手く機能していなければ、相手側には連携するメリットがないでしょう。その逆もしかりです。

今後、本県が周辺都県とシステムの相互利用や連携をしていくためにも、まず、本県の次期システムがしっかりと利用され、機能するものでなければなりません。

○千葉市はどうか?

千葉市では、平成27年度から救急情報共有システムを導入し、既に全救急車にタブレット端末が配備されているため、この端末で県の次期「救急搬送支援システム」を利用できます(県担当課に確認)。

なお、千葉市のシステムは、タブレット端末を市内21の登録病院にも配布し、相対で受入のやり取りを行うものであるため、県の次期システムと抵触をするものではありません。

本市から救急搬送されることがある東千葉メディカルセンターなど、本市以外の各医療機関の情報が利活用されることにより、搬送時間の短縮に繋がることが期待されます。

なお、医療機関等への収容までの平均交渉回数を要した割合が多い点に関して、県は昨年9月補正予算で搬送困難事例受入医療機関支援事業を開始し、必ず受け入れる医療機関(常に2床)を確保するなどの対策が講じられています。緊急性や重症度の高い疑いがあるケースでは、交渉3件目から、それ以外でも交渉から30分以上経過する場合などが対象となります。

県政報告2 利用して下さい!小児及び一般の救急電話相談

○救急車を呼ぶべき?医療機関の受診が必要?迷った時には…

夜間で、急に子どもの具合が悪くなった時、すぐに医療機関を受診させた方がよいか迷った時などに、看護師等からアドバイスを受けることができます。



小児救急電話相談『#8000』…午後7時から翌朝午前6時(毎日)
一般の救急電話相談『#7009』…午後6時から午後11時(平日、土曜)
午前9時から午後11時(日曜、祝日等)

○利用状況

小児の救急電話相談は、「平成28年度で31,312件」の相談がありました。「そのうち約2割は看護師等により、患者の症状に応じた医療機関の紹介等を行ったところであります。これらによりまして重症化の防止や保護者の不安解消などに大きな効果」を上げていると捉えています。

また、「一般的の救急電話相談は、軽症患者による、不要不急の救急車要請や夜間・休日の受診を減らし、消防機関や医療機関の負担軽減を図るとともに、緊急性の高い患者の早期受診を促すことを目的に平成29年10月から事業を開始し、開始1か月間で約400件の相談」となっており、今後の更なる利用が期待されるところです。

○事業の更なる拡充を

小児の救急電話相談は、平成28年4月に時間延長をしたところ利用が増えており、一般的の救急電話相談は、事業開始から間もないため、周知を含めてこれからとなります。

重症化の防止や不安感解消などの効果だけでなく、不要な救急車の出動を抑制することにも繋がると期待されます。なお、救急搬送の約6割は軽症患者とされています。

利用者の視点からは、24時間365日、小児一般を問わずに、統一された共通ダイヤルから利用できることが望ましいです。これを埼玉県(#7119)が実施していますので、本県の事業についても今後の更なる拡充を求めました。

県政報告3

公用車へのドライブレコーダー設置拡充へ

~動く防犯カメラ的な役割あり~

○公用車へのドライブレコーダー設置の有用性

県当局は、次のとおり、「有用性が高い」と認識しています。

- ①事故発生時における状況確認に資する(本来の役割)
- ②運転中の走行状態を記録により、ドライバーの運転マナーや安全運転意識の向上が期待
- ③「動く防犯カメラ」として犯罪捜査に活用されている
- ④事件事故発生時の映像は貴重な捜査資料となる(県警)
- ⑤災害発生時等において、現場状況の効率的な把握が可能(県警)



○公用車への設置状況と今後の予定

一般公用車1521台のうち61台が設置済み(約4%) ※平成29年12月現在

→ 「有用性を踏まえ、今後、一般公用車への計画的な設置について検討」

警察車両約2200台のうち約200台が設置済み(約9%)

→ 「緊急自動車を優先した整備を引き続き進め」



○ドライブレコーダーとあおり運転の取締り

答弁は前向きで、今後は計画的に設置が進んでいくものと考えます。

ドライブレコーダーの設置には、事故発生時の状況確認という本来の役割だけではなく、動く防犯カメラとしての役割(上記③)も期待されていることがポイントとなります。

実際に、平成26年6月に市原市内で発生した女子中学生の誘拐未遂事件では、一般男性の車のドライブレコーダーの画像が事件の早期解決につながりましたし、また、今年3月の松戸市の小学生殺害事件においても、周辺を走行していた車のドライブレコーダーに犯人の車両が写っていたことが逮捕に結びついています。

また、昨年6月、東名高速道路上で停止していたワゴン車が後方から進行してきたトラックに衝突され、夫婦が死亡するという痛ましい事件が発生し、これを機にいわゆる「あおり運転」とされる無謀で危険な運転がクローズアップされています。この事件では、現場を通行していた車両に搭載されていたドライブレコーダーの画像が、走行状況等の事実関係の解明に活用されたようです。

あおり運転に関する本県の取り締まり状況は、下記のとおりであります。「事故の発生状況や県民の皆様の要望を踏まえ、高速道路など、事故発生のおそれが高い場所に指向した取締を推進する。」ことになっていますが、従来からの道路交通法の適用に加えて、警察庁からは、刑法の暴行罪の適用を視野にいた徹底した捜査を行うべき旨の指示が出されるなど、取り締まり強化の方針が打ち出されています。

この点、イギリスでは、市民からドライブレコーダーの映像の提供を受けて、危険な運転の摘発を行っているようですが、本県では未だそのようなケースはないとのことでした。

重大事故を防ぐためにも、「あおり運転」などの危険な運転に対しては、ドライブレコーダーの映像も活用しながら厳正に対処し、ドライバーへの注意喚起を促していく必要があります。



トラブル発展可能性のある違反事例

- ・車間距離不保持違反…69件
- ・進路変更禁止違反…22件
- ・追越し禁止違反…12件



※平成29年10月末までの取締状況



日本自動車連盟の調査

- ・55%が煽られた経験あり
- ・63%が無理な割り込みをする車が多いと感じる



※全国6万4677人を対象(平成28年)

県政報告4

ICT及び官民データの利活用の促進

~未来への投資としての視点を~

○ICT(情報伝達技術)の利活用について

平成27年10月から平成28年9月までのモバイル端末利用の検証結果を踏まえ、「今年度は、端末の遠隔制御、ネットワーク強化などのセキュリティ対策を講ずるとともに、タッチペンの使用、接続手順の簡略化による操作性等の向上を図った上で、設備の点検や環境パトロール等の業務に利用」しているところです。中長期的には、「引き続きセキュリティの向上に努めるとともに、他県の事例を参考に業務の掘り起こしを行い、農業、福祉をはじめとする幅広い分野において、モバイル端末を活用した業務改善に積極的に取り組んでいくことになります。

業務の効率化や働き方の改善という視点からは、約1000台のタブレットを導入し、復命書の作成時間の半減や自宅への直帰率の向上といった大幅な業務改善、現場や出先でのプレゼン力の向上、有事の際の事業継続といった成果を出している佐賀県を参考とするべきです。

また、県民サービス向上という視点では、住民がドライバーとなり、マイカーを利用する京都府丹後市の「支え合い交通」などがあります。